

12月9日は『障害者の日』

昭和56年、国は「国際障害者年」を記念し、国連が「障害者の権利宣言」を採択した12月9日を「障害者の日」としました。また、障がい者が自らの自立と社会参加への意欲と国民の障がい者に対する理解と認識をより一層深めるための期間として、平成16年6月の障害者基本法改正により、12月3日から9日までを「障害者週間」と決めました。

障がいに関するマーク

マーク	名称	説明
	障害者のための国際シンボルマーク	障がいのある方が利用できる建物、施設であることを示す世界共通のシンボルマークです。このマークは、すべての障がいのある方を対象としています。駐車場のスペースなどの配慮をお願いします。
	身体障害者標識	肢体不自由や聴覚障がいのある方が運転する車に表示するマーク。 このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により、罰せられます。
	聴覚障害者標識	
	オストメイトマーク	人工肛門・人工膀胱を造設している方（オストメイト）に配慮されたトイレのマーク。トイレの入り口や案内誘導プレートの表示を見かけた場合は、ご理解ご協力をお願いします。
	ほじょ犬マーク	身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）同伴の啓発のためのマーク。お店の入り口などでこのマークを見かけたり、補助犬を連れてくる方を見かけた時は、ご理解ご協力をお願いします。
	盲人のための国際シンボルマーク	視覚障がい者の安全やバリアフリーに配慮された建物、設備、機器などに付けられています。視覚障がい者の利用への配慮をお願いします。
	耳マーク	聞こえが不自由なことを表します。コミュニケーションの方法に配慮をお願いします。
	ハートプラスクマーク	身体内部に障がいがある方のマークです。優先座席への配慮、近辺での携帯電話使用の配慮をお願いします。

町では、障がいの有無に関わらず、だれもが住みなれた地域とともに支え合い、安心して生活でき、社会参加できるまちづくりをめざしています。障がいは、私たちが暮らしていく上で、事故や病気などによってだれにでも生

じるものです。自分が住みたい地域で暮らすことは、私たちにとって当然の権利と言えます。しかし、障がいのある方は毎日の生活を営む上で、さまざまな困難や不安を抱えています。

その困難や不安を和らげるための、障がいに関するマークをご紹介します。マークの意味をご確認いただき、一人ひとりのちょっとした心配りを願います。

だれもが安心して暮らせる『まち』をめざして

<問い合わせ先>

◆身体障がい・知的障がいに関すること

福祉課 福祉担当 ☎526573 有線57772

◆精神障がいに関すること

福祉課 保健担当 ☎526574 有線57772

日野町身体障害者更生会のご案内

日野町身体障害者更生会は、スポーツ、研修・見学会、機関紙などを通じて、障がい者の自立・社会参加と平等をめざし活動しています。また、相談日（毎週木曜日）を設け、障がい者の相談を受けています。

ご入会、ご相談等のお問い合わせは福祉課福祉担当まで。